

役員報酬及び旅費規程

【 名 称 】

第 一 条

保育所を創る会 役員・評議員報酬規程とする

【 目 的 】

第 二 条

こどものくに保育園の円滑なる運営のために力を尽くした役員・評議員に報酬を支払うものである

【 対 象 】

第 三 条

評議員会、理事会、監事会の会議に出席した者
法人の執務を行う理事

【 報 酬 額 】

第 四 条

会議出席への報酬は1回につき5,000円とする
理事長への報酬は月額10,000円とする

【 報酬の辞退 】

第 五 条

出席した役員・評議員より報酬の辞退を理事長に申し出がある場合は支給しない

【 旅 費 】

第 六 条

出張の場合は交通費及び参加費を支払う
市外の役員・評議員が会議に出席した場合は1回につき1,000円の旅費を支払う

【 支給方法 】

第 七 条

翌年度の総会時に支給する

附 則

この規程は平成14年4月1日より施行する
この規程は平成29年4月1日より施行する
この規程は平成30年5月19日より施行する
この規程は令和6年6月15日より施行する